

クラフトエッセン協議会の規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は「クラフトエッセン協議会」(Craft Essen Council for cellular food)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、細胞培養食品及びその関連技術等に関する国内外の情報を収集し、細胞培養食品の生産技術の高度化・安定化に取り組むとともに、各界のステークホルダーとのコミュニケーションを重ねながら、細胞培養食品の社会受容及び社会実装を進めるための真摯な情報発信に取り組むことによって、日本の細胞農業及び食品産業の発展に寄与し、食料の安定供給の一助になることを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 細胞培養食品及びその関連技術等に関する国内外の情報の収集
- (2) 細胞培養食品及びその関連技術等に関する情報の発信
- (3) 細胞培養食品及びその関連技術等に関する勉強会、研究会、シンポジウム等の開催
- (4) 細胞培養食品の社会受容及び社会実装を円滑に進めるための提言
- (5) 本協議会の目的を達成するために必要なその他の事業

(事務局)

第4条 本協議会は事業を推進するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、会長が指名した団体会員に置く。
- 3 事務局は、運営委員会の下、運営に必要な事務手続等を定めることができる。

第2章 会員

(団体会員、個人会員及び賛助会員)

第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。

- (1) 団体会員 本協議会の目的に賛同して次条により入会した企業、法人又は関係機関
- (2) 個人会員 本協議会の目的に賛同して次条により入会した個人
- (3) 賛助会員 本協議会の目的に賛同して本協議会を賛助するため、次条により入会した企業、法人又は関係機関

(入会)

第6条 本協議会に団体会員、個人会員、あるいは賛助会員として入会しようとする者は、

別に定める手続に即して申し込み、運営委員会の承認を受けなければならない。

(義務)

第7条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 協議会規約、その他の規則及び総会・運営委員会の議決に従う。
- (2) 本協議会の運営に必要な費用に充てるため、運営委員会において別に定める入会金、会費その他の経費を支払う。
- (3) 本協議会の目的を達成するため、積極的に提案し、事業の推進に協力する。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。
ただし、未納の会費その他の経費を支払わなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 協議会規約、その他の規則及び総会・運営委員会の議決に反し、かつ、改善の意思が示されないとき
- (2) 本協議会の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費その他の経費の支払義務を1年以上怠ったとき。
- (2) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前3条の場合において、会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

- 2 会員資格を喪失したときは、本協議会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることができない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての団体会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 協議会規約の変更

- (2) 会長、副会長、運営委員の選任又は解任
- (3) 会員の除名
- (4) 会費の改定
- (5) 収支決算書の承認
- (6) 協議会を解散する際の残余財産の処分

(開催)

第14条 総会は、定時総会として事業年度毎に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、会長、副会長及び事務局長で協議の上、総会で審議する事項を示して会長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長が指名した役員が行う。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、団体会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総団体会員の議決権の過半数を有する団体会員が出席し、出席した当該団体会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総団体会員の半数以上であって、総団体会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 協議会規約の変更

(3) 解散

3 会長、副会長及び事務局長が協議の上、書面又はEメールによる持ち回り決議が適切であると判断したときは、総会の決議に代えることができる。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない団体会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使できる。

2 前項の書面は、総会の開催日の前日までに事務局に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を事務局に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使した会員は、前条第1項及び第2項の規定の適用においては、出席したとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録を確認した上で押印又は署名（電磁的方法を含む）する。

第4章 役員及び運営委員会

（役員の設置）

第21条 本協議会に次の役員を置く。任期は2年とし、再選を妨げない。

会長 1名

副会長 2名以内

運営委員 4名以内

事務局長 1名

監査役 2名

また、本協議会の運営のために必要な場合、会長、副会長及び事務局長で協議し、運営委員会に相談の上、顧問を置くことができる。

（運営委員会）

第22条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員及び事務局長から構成される。

2 本協議会の業務執行に関する重要事項を決定する。

3 事務局長は、運営委員会の決定事項を会員へ随時伝達する。

（顧問）

第23条 顧問は、運営委員会に出席し、本協議会の目的を達成するための意見を伝えることができる。

（役員の選出及び指名）

第24条 会長、副会長及び運営委員は総会で選出され、会長は事務局長及び監査役を指名し、副会長及び運営委員の了承を得る。

第5章 委員会

（委員会の設置及び運営）

第25条 本協議会は、運営委員会の決定によって、本協議会の目的を達成するための委員会を設置することができる。

2 委員は、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。

3 委員会の運営に必要な事項は、運営委員会に相談の上、会長が別に定める。

第6章 会計

（運営経費）

第26条 本協議会の運営経費には、会費、寄附金、本協議会の事業を通じて得られた収入等を充てる。

（事業計画等の作成）

第27条 事務局は、事業計画、事業報告、予算案及び収支決算書を作成し、運営委員会の承認を得なければならない。なお、収支決算書は定時総会で承認を得るとともに、会計監査を受けなければならない。

（会計年度）

第28条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附則

- 1 この規約は、2025年2月18日から施行する。
- 2 本協議会の最初の事業年度は、2025年2月18日から2026年3月31日までとする。
- 3 本協議会の設立時における役員の任期については、第21条にかかわらず、2027年3月31日までとする。